

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【公開番号】特開2015-163762(P2015-163762A)

【公開日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-16784(P2015-16784)

【国際特許分類】

E 04 B 1/684 (2006.01)

E 04 B 1/682 (2006.01)

E 04 F 13/08 (2006.01)

【F I】

E 04 B 1/684 B

E 04 B 1/682 A

E 04 F 13/08 Y

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月31日(2015.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外壁の一部となる二枚の外装パネル材が隣り合って立設され、前記二枚の外装パネル材間に形成された目地部の構造であって、

前記二枚の外装パネル材は、互いの対向配置によって前記目地部を形成する一対の側端面を有し、

前記一対の側端面には、同材質の一対の乾式目地材が夫々接着されており、

前記一対の乾式目地材同士は、接着手段により接着されていることを特徴とする外壁の目地部構造。

【請求項2】

前記接着手段は、湿式シール材であることを特徴とする請求項1記載の外壁の目地部構造。

【請求項3】

前記一対の乾式目地材のうち、少なくとも一方は、前記湿式シール材の表面側の少なくとも一部を覆う表片を有することを特徴とする請求項2記載の外壁の目地部構造。

【請求項4】

前記一対の乾式目地材のうち、少なくとも一方に形成された前記表片と他方の前記乾式目地材との間には隙間が存在し、前記隙間及び前記表片の裏側には前記湿式シール材が充填されており、前記表片の裏側に充填された前記湿式シール材の幅は、前記隙間に充填された前記シール材の幅よりも大きいことを特徴とする請求項3記載の外壁の目地部構造。

【請求項5】

前記目地部は、一対の側面部と前記一対の側面部を接続する底面部とを有し、

前記乾式目地材は、前記表片に接続された側片を有し、

前記側片は、前記目地部の前記側面部に沿って配置されると共に、先端が前記底面部に当接することを特徴とする請求項3または4記載の外壁の目地部構造。

【請求項6】

前記乾式目地材は、硬化した前記湿式シール材と同等の伸び性能を有していることを特徴とする請求項2から請求項5のいずれか一項記載の外壁の目地部構造。

【請求項7】

前記乾式目地材は、前記湿式シール材と同一の材料を硬化させて形成されていることを特徴とする請求項2から請求項6のいずれか一項記載の外壁の目地部構造。

【請求項8】

前記乾式目地材は透視性を有することを特徴とする請求項1～7のいずれか一項記載の外壁の目地部構造。

【請求項9】

前記接着手段は、前記一対の乾式目地材の対向面同士の間に配置されたホットメルト接着材であることを特徴とする請求項1記載の外壁の目地部構造。

【請求項10】

前記乾式目地材内には、前記乾式目地材よりも熱伝導率が高い熱伝導性部材が埋設されていることを特徴とする請求項9記載の外壁の目地部構造。

【請求項11】

前記接着手段は、前記一対の乾式目地材の側端面夫々に固着された密着材であり、前記一対の乾式目地材同士は、前記密着材同士の密着により接着され、

前記密着材の前記側端面に固着された側とは反対側となる密着面は、予め剥離紙で覆われてあり、前記剥離紙を取り除いた後で他の前記密着材に密着されることを特徴とする請求項1記載の外壁の目地部構造。

【請求項12】

前記乾式目地材は、前記外装パネルの表面塗装と同系統色であることを特徴とする請求項2～7のいずれか一項記載の外壁の目地部構造。

【請求項13】

前記乾式目地材の表面には、前記外装パネルの表面塗装と同系統色の塗装が施されていることを特徴とする請求項2～7のいずれか一項記載の外壁の目地部構造。

【請求項14】

前記湿式シール材は、前記外装パネルの表面塗装と同系統色であることを特徴とする請求項12または13記載の外壁の目地部構造。

【請求項15】

前記一対の乾式目地材の表面と、前記一対の乾式目地材同士の隙間から露出する湿式シール材とを覆うように表面塗装が施されており、

前記表面塗装は、前記外装パネル材の表面塗装と同系統色である、請求項2に記載の外壁の目地部構造。